

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

契 約 書

株式会社 JAWA秋田
街かどケアステーションさらさ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 契約書

様（以下「利用者」といいます）と株式会社JAWA秋田（以下「事業者」とする）が運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所街かどヶアステーションさらさ（以下「事業所」とする）は、事業者が利用者に対して行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、次の通り契約を締結する。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令にしたがって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

第2条（事業者の重要事項説明義務）

利用者又は利用者代理人は、事業者よりこの契約の締結に際し、あらかじめ、運営規程の概要、利用に関する費用等、利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した「重要事項説明書」の交付を受け、これらの事項の説明を受けることとする。

第3条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定等の有効期間満了日までとする。
2. 契約満了日の30日前までに、利用者又は利用者代理人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとする。

第4条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成）

事業者は、居宅サービス計画を基に、次にあげる事項を計画作成責任者に行わせることとする。

1. 利用者の生活習慣、心身の状況、ニーズやその置かれている環境等を踏まえて、介護従業者等と協議の上、具体的サービス内容を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する事とする。
2. 作成した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、利用者及び利用者代理人に説明し、同意を得て交付する事とする。
3. 利用者の生活状況、心身の状況、ニーズ等必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容を変更する事とする

第5条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容）

1. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者が「生活の主体者」になるようサービスの提供に努めることとする。
2. 事業者は、利用者の自立支援及び在宅で継続して生活が営める事を前提に必要なサービスに努めることとする。
3. 事業者は、利用者の意思を尊重し作成した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って、利用者に日常生活の食事・入浴等、必要なサービスを行うこととする。また、計画が作成されるまでの間も、利用者のニーズ、状態等に応じて、適切なサービスを行うこととする。

第6条（要介護認定等の申請にかかわる援助）

事業者は、利用者が要介護認定の更新申請等が円滑に行えるよう努めることとする。

第7条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、毎回サービス実施ごとに、利用者又は利用者代理人へサービスの実施報告をし、確認を受けることとする。
2. 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供に関する個人ケース記録を作成し、契約終了後も5年間保存する。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項のケース記録を閲覧することができる。
4. 利用者は、当該利用者に関する2項のケース記録複写物の交付を受ける事ができる。

第8条（利用料金）

1. 利用者及び利用者代理人は、サービスの対価として、別添に定める利用料金により計算された月ごとの合計額を支払うこととする。
2. 事業者は、利用月の料金の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知することとする。
3. 利用者又は利用者代理人は、毎月月末までに前月分の介護保険利用者負担分の合計額を当該請求書発行月月末までに別途定めた方法で支払うこととする
4. 事業者は、利用者及び利用者代理人から料金の支払いを受領したときは、利用者に対して領収書を発行する。

第9条（利用者及び利用者代理人の解約権）

1. 利用者及び利用者代理人は、事業者に対して1週間の予告期間をもって文書で通知することにより、この契約を解約することができる。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない理由がある場合は、1週間以内の通知でも解約できる。
2. 利用者及び利用者代理人は、事業者の不法行為、守秘義務の違反、正当な理由のないサービスの提供拒否、事業者の破産の場合は直ちにこの契約を解約することができる。

第10条（事業者の解約権）

1. 利用者及び利用者代理人が料金を2ヶ月以上滞納し、料金支払いの催告にもかかわらず、1ヶ月以内に支払われない場合、文書で通知することによりこの契約をただちに解約できる。
2. 事業者は、利用者又は利用者代理人などの著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、文書によりこの契約をただちに解約することができる。この場合、事業者は、利用者の心身の状況やそのおかれている状況を踏まえ、介護支援専門員や関係市町村への連絡を行うこととする。
3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、1ヶ月の予告期間をもって理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができる。
この場合、事業者は、利用者の心身の状況やそのおかれている状況を踏まえ、介護支援専門員や関係市町村への連絡を行うこととする。

第11条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとする。

1. 利用者が、介護老人福祉施設等に入所・入院し、自宅に戻り利用することが困難な場合。
2. 利用者について要介護区分が要支援状態及び非該当となった場合。
3. 利用者の死亡、又は介護保険の被保険者資格を喪失した場合。

第12条（秘密保持）

1. 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者代理人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
2. 事業者は、協力医療機関や関係機関との相談、会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又は利用者代理人に同意を得ることとする。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、利用者の健康状態が著しく変化した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な措置を講じることとする。

第15条（苦情・相談対応）

1. 事業者は、苦情相談の対応窓口及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
2. 事業者は、利用者又は利用者代理人が苦情申し立てなどを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いを行わないこととする。

第16条（契約外事項）

利用者及び利用者代理人と事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行する。この契約及び介護保険法等に関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び利用者代理人と事業者の協議により定めることとする。

第17条（裁判管轄）

利用者及び利用者代理人と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、この契約書に記載された利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意する。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者又は利用者代理人、事業者が、署名の上
1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

事業者

【法人名】 株式会社JAWA秋田

【法人代表者】 代表取締役 南川 彰宏

【事業所名】 街かどケアステーションさらさ

【介護保険事業所指定番号】 横手市 0590300299

【住所】 〒013-0036 秋田県横手市駅前町7番17号

利用者 【住所】 _____

【氏名】 _____

利用者家族代表 【住所】 _____

【氏名】 _____

別添 料金表

	訪問看護	介護度	1ヶ月あたり	通所サービス利用調整 (1日につき)
介護報酬 基本単位	訪問看護サービスを利用しない場合	要介護1	5,446単位	-62単位
		要介護2	9,720単位	-111単位
		要介護3	16,140単位	-184単位
		要介護4	20,417単位	-233単位
		要介護5	24,692単位	-281単位
	訪問看護サービスを利用する場合	要介護1	7,946単位	-91単位
		要介護2	12,413単位	-141単位
		要介護3	18,948単位	-216単位
		要介護4	23,358単位	-266単位
		要介護5	28,298単位	-322単位
初期加算	入居日から30日間については、1日あたり30単位が加算されます。			
総合マネジメント体制強化加算(I)	利用者の心身の状況の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、介護職員その他の関係者が共同して介護計画の見直しを行い、地域の医療機関等に対して当該サービスの具体的な内容について情報提供を行った場合に、1ヶ月あたり1,200単位が加算されます。			
サービス提供に係る減算	さらさ横手別館SPAに入居中の利用者に対して、当該サービスを提供する場合に関しては1ヶ月あたり600単位減算されます。			
退院時共同指導加算	退院や退所時において継続した在宅生活を送れるように、初回の訪問看護サービス時において、1回を限度に600単位が加算されます。			
緊急時訪問看護加算(I)	計画にない緊急性のある訪問看護を必要に応じて行う場合、月325単位が加算されます。			
特別管理加算	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者と厚生労働省が定める状態にある利用者に対して月500単位または月250単位が加算されます。			
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、2,500単位が加算されます。			

サービス提供 体制強化加算 (I)	事業所の全ての従業者に対して研修等を実施しており、介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上配置している場合に、月に750単位が加算されます。
介護職員処遇 改善加算 (I)	総単位数の24.5%が加算されます。

総単位数のうち、利用者の介護保険自己負担分は、ご利用時の介護保険負担割合（1割・2割または3割）に応じて算定します。当事業所外にて短期入所サービスを利用した場合、短期利用サービス日数に応じ、基本報酬から日割減算します。秋田県横手市の単価は1単位10円となります。各種の加算につきましては、事業者の運営の状況により算定の有無に変更が生じる場合があります。